

文京区区民防災組織等に対する活動助成金交付要綱

改正 平成 9 年 4 月 1 日（ 8 文総防発第 130 号） 区長決定
平成 11 年 4 月 1 日（10 文総防発第 206 号） 一部改正
平成 15 年 4 月 1 日（14 文総防第 377 号） 一部改正
平成 17 年 4 月 1 日（17 文総防第 1 2 号） 一部改正
平成 19 年 11 月 1 日（19 文総防第 178 号） 一部改正
平成 28 年 3 月 31 日（27 文総防第 939 号） 一部改正
令和 3 年 3 月 24 日（2020 文総防第 871 号） 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、文京区区民防災組織その他の団体が大地震等に備え被害を最小限にするため災害に備えた訓練を実施し、又は備蓄品を購入するに当たり、当該訓練の実施又は備蓄品の購入に要する経費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

第 2 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 防災訓練実施経費助成金 次に掲げる者（以下「区民防災組織等」という。）

- ア 文京区区民防災組織（以下「区民防災組織」という。）
- イ 区立の幼稚園、小学校又は中学校を単位として組織された P T A
- ウ 文京区青少年健全育成会
- エ 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた組織

(2) 備蓄品購入経費助成金 次に掲げる者

- ア 区民防災組織であって、当該年度に前号の防災訓練実施経費助成金を活用して防災訓練を行うもの
- イ 区民防災組織であって、他の区民防災組織が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に参加しているもの
- ウ 中高層共同住宅等（文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（5 6 文建管発第 2 9 2 号）第 2 条第 1 項第 2 号の表の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅等であるものをいう。）を管理する団体（以下「管理団体」という。）であって、区民防災組織の区域内にあり、当該区民防災組織が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に 3 人以上の理事等が参加しているもの

2 前項の規定にかかわらず、前項第 2 号ア及びイに掲げる者であって、令和 3 年度以後に同号の備蓄品購入経費助成金又は文京区中高層共同住宅等防災対策費用助成金交付要綱（2 4 文総防第 6 7 9 号）による備蓄品購入経費助成金の交付を受けているものは、これらの助成金の交付を受けた年度から当該年度の翌々年度までの間、同号の備蓄品購入経費助成金の交付対象としない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする経費について、区からこの要綱による助成金と同種の助成金等の交付を受けている者は、助成金の交付対象としない。

（助成対象経費）

第 3 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 防災訓練実施経費助成金 前条第 1 項第 1 号アからエまでに掲げる者が行う防災訓練の実

- 施に伴う経費であって、次に掲げるもの
- ア 防災訓練に必要な資器材の購入経費

イ 訓練参加を呼びかけるための広報活動経費

ウ その他区長が必要と認めた防災訓練実施経費

(2) 備蓄品購入経費助成金 前条第1項第2号ア及びイに掲げる者が支出した飲料水、食料、救助用の資器材その他の備蓄品の購入に要する経費

2 助成対象経費のうち助成金の交付決定前に着手した事業に係るものは、助成金の対象としない。ただし、やむを得ない事情により助成金の交付決定前に事業に着手しなければならないと認められるときは、この限りでない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 防災訓練実施経費助成金 前条第1項第1号に規定する助成対象経費の額（30,000円を限度とする。）

(2) 備蓄品購入経費助成金 前条第1項第2号に規定する助成対象経費の額（30,000円（区民防災組織が前号の防災訓練実施経費助成金を活用して行う防災訓練に、当該区民防災組織の区域内にある管理団体から3人以上の理事等が参加している場合にあっては、それぞれの交付対象者1者につき50,000円）を限度とする。）

2 前項第1号の防災訓練実施経費助成金の交付は、一の交付対象者につき当該年度1回限りとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、区民防災組織等にあつては文京区区民防災組織等活動助成金交付申請書（区民防災組織等用）（別記様式第1号）に事業計画書兼支出計画書（別記様式第1号の2）を添付して、管理団体にあつては文京区区民防災組織等活動助成金交付申請書（中高層共同住宅等用）（別記様式第2号）により、助成金に係る防災訓練の実施日までに区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは助成金の交付を、交付することが適当でないとき助成金の不交付を決定する。

2 区長は、前項の規定による決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは文京区区民防災組織等活動助成金交付決定通知書（区民防災組織等用）（別記様式第3号）又は文京区区民防災組織等活動助成金交付決定通知書（中高層共同住宅等用）（別記様式第4号）により、助成金の不交付を決定したときは文京区区民防災組織等活動助成金不交付決定通知書により前条の規定による申請をした者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金に係る防災訓練終了後速やかに、区民防災組織等にあつては文京区区民防災組織等活動助成金実績報告書（区民防災組織等用）（別記様式第5号）に事業報告書兼支出報告書（別記様式第5号の2）を添付して、管理団体にあつては文京区区民防災組織等活動助成金実績報告書（中高層共同住宅等用）（別記様式第6号）により、その実績を区長に報告しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、文京区区民防災組織等活動助成金の額の確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知する。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定により助成金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付の請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金を交付するものとする。

(合同防災訓練の助成金の交付)

第10条 第2条第1項第2号イ及びウに掲げる交付対象者は、文京区区民防災組織等活動助成金合同訓練委任状(別記様式第8号。以下「委任状」という。)により第5条の規定による申請、第7条の規定による報告、前条第1項の規定による請求及び助成金の受領を行う権利を当該交付対象者が参加する防災訓練を行う区民防災組織に委任することができる。この場合において、委任を受けた区民防災組織は、第5条の規定による申請に当たっては、委任状を添えて提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 区長は、交付した助成金が第3条に定める助成対象経費以外に使用されたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。交付した助成金と同種の助成金等の交付を受けているときも、同様とする。

(通則)

第12条 この要綱に定めがあるものを除くほか、助成金の交付については、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。